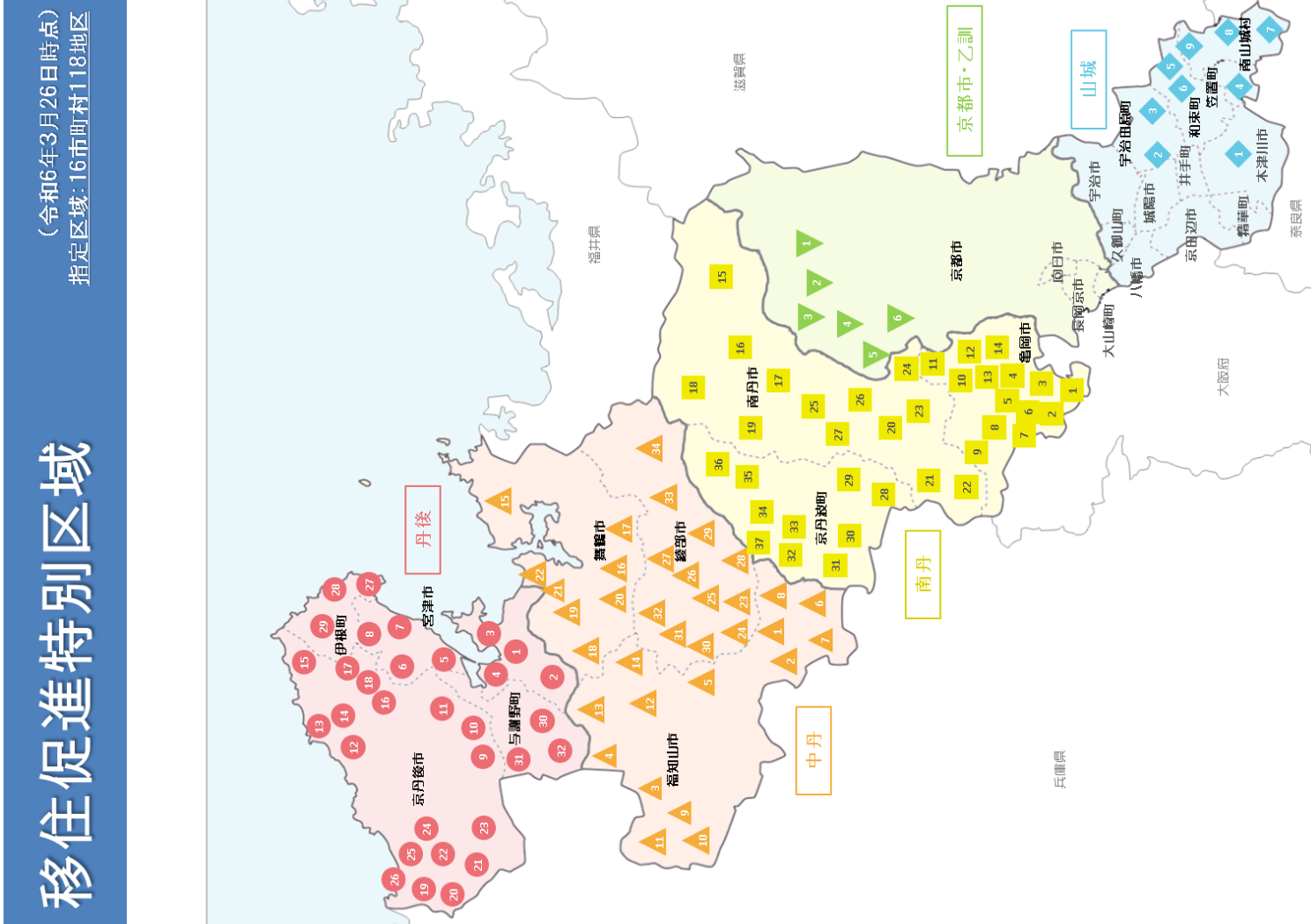


移住促進特別区域

(令和6年3月26日時点)
指定区域:16市町村118地区

丹後	1 宮津市宮津(みやつ)地区 2 宮津市上宮津(かみやつ)地区 3 宮津市栗田(ぐんだ)地区 4 宮津市吉津(よしづ)地区 5 宮津市府中(ふちゅう)地区 6 宮津市世屋(せや)地区 7 宮津市養老(よろう)地区 8 宮津市日ヶ谷(ひがたに)地区 9 京丹後市大宮町大宮南(おほみやみやみなみ)地区 10 京丹後市大宮町三重・藤本(みやえ・もりもと)地区 11 京丹後市大宮町五十河(いかり)地区 12 京丹後市網野町島津(しまづ)地区 13 京丹後市丹後町町人(たいたい)地区 14 京丹後市丹後町豊家(とよさか)地区 15 京丹後市丹後町宇川(うかわ)地区 16 京丹後市弥栄町吉野(よしの)地区	中丹	17 福知山市上六人部(かみむつとべ)地区 18 福知山市中六人部(なかもつとべ)地区 19 福知山市三岳(みたけ)地区 20 福知山市重原(もへら)地区 21 福知山市佐原(さか)地区 22 福知山市三和町相見(ほそみ)地区 23 福知山市三和町川合(かわい)地区 24 福知山市夜久野町中夜久野(なかつやくの)地区 25 福知山市夜久野町上夜久野(かみやくの)地区 26 福知山市大江町河守・河西・河東(こうもり・かわにし・かわひがし)地区 27 福知山市大江町河守上(こうもりかみ)地区 28 福知山市大江町有路上・有路下(ありかみ・ありしも)地区 29 舞鶴市大浦(おほうら)地区 30 舞鶴市池内(いけうち)地区	南丹	31 亀岡市東別院(ひがしべついでん)地区 32 亀岡市西別院(にしべついでん)地区 33 亀岡市豊後(とよご)地区 34 亀岡市吉川(よしかわ)地区 35 亀岡市津田野(ついでんの)地区 36 亀岡市本梅(ほんばい)地区 37 亀岡市首前(みよさき)地区 38 亀岡市真本梅(まほんばい)地区 39 亀岡市高路(たかみち)地区 40 亀岡市千歳(ちとせ)地区 41 亀岡市河原林(かわらばやし)地区 42 亀岡市泉津(いづ)地区 43 南丹市美山町平屋(ひらや)地区 44 南丹市美山町宮島(みやじま)地区 45 南丹市美山町櫛ヶ岡(つるがおか)地区 46 南丹市美山町大野(おほの)地区	京都市・乙訓	47 京都市右京区京北黒田(けいほくくろだ)地区 48 京都市右京区京北山国(けいほくやまくに)地区 49 京都市右京区京北北右衛門(けいほくひげ)地区	山城	50 木津川市加茂町福原(みかはら)地区 51 宇治田原町田原(たたら)地区 52 宇治田原町宇治田原(うじたたら)地区 53 笠置町笠置町(かささぎ)地区 54 和歌山町湯船(ゆふね)地区
(4市町:32地区)	(3市:34地区)	(3市町:37地区)	(1市:6地区)	(5市町村:9地区)					



移住促進特別区域

(令和6年3月26日時点)
指定区域:16市町村118地区

京都府は市町村と連携して

「移住するなら京都」の実現を目指します!!

近年、地域における移住促進の取組によって、多くの方が京都府内に移住されるようになりました。また、テレワークの普及等による働き方や暮らし方の変化によって、都市部で暮らす方への地域に対する関心が高まっているところです。

そこで、京都府内への移住者や、地域に関わる様々な人が、住民とともに地域で活躍できる環境づくりをすることで、地域の活性化を目指す条例「京都府移住の促進及び移住者等の活躍の推進に関する条例」を策定しました。

「移住するなら京都プロジェクト」や条例の詳細については、右QRコードからご覧いただけます。

～移住促進特別区域とは～ 区域詳細は裏面参照

移住の促進によって地域活性化に取り組む地域を市町村長の申出をもとに「移住促進特別区域」として指定しています。

府は市町村を通じて、この指定を受けた地域へ移住する人や、地域内で行われる移住促進に関する活動について支援を行います。

▶ 区域指定要件

- 1 特別な対策を講じる必要があると認められること
- 2 移住促進の取組が円滑かつ継続的に実施されると見込まれること
- 3 市町村が区域内住民の理解と協力を得るよう努めていること
- 4 市町村が区域で継続的に移住促進するための体制を整備すること
- 5 市町村が区域内の空家の実情に即した移住促進施策を実施すること

～移住者受入・活躍応援計画とは～

移住促進特別区域のうち、市町村が地域の特性に応じて行う移住促進や移住された方が活躍できる地域づくりにつながる事業について計画を作成した場合、この計画を「移住者受入・活躍応援計画」として府が認定します。

府は認定を受けた市町村事業や計画の実施に関わる事業者に対し、支援を行います。

京都府

◆移住促進特別区域における支援

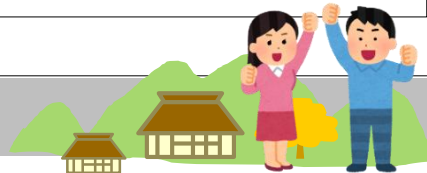
移住者への支援

- 空家改修等の支援 補助金最大180万円（府1/2 市町村1/2）
移住するために登録空家*を購入・賃借した場合、住まいとして活用するための空家改修に要する経費を支援
- 不動産取得税の軽減 1/2軽減
移住するために登録空家*を購入する場合、不動産取得税を軽減
- 借入資金の金利負担の支援 補助金借入残高の最大0.5%相当額
移住を目的とした登録空家*の取得・改修をするために資金を借り入れた場合の金利負担について支援



地域への支援

- 空家の家財整理の支援 補助金最大10万円（府1/2 市町村1/2）
空家を登録空家*とし、売買・賃貸契約が成立した場合、家財の撤去等に要する経費を支援
- お試し住宅の整備の支援 補助金最大180万円（府1/2 市町村1/2）
空家をお試し住宅や移住者向けシェアオフィスなどに活用するための改修に要する経費を支援
- 地域交響プロジェクト 重点課題対応プログラム 最大300万円（府1/3 事業者2/3）
地域協働推進プログラム 最大100万円（府10/10）
地域団体が地域の課題解決を図るため、市町村や府との連携・協働関係を構築し取り組む活動を支援



農山漁村地域における特別支援

- 移住者受入体制づくりの活動支援 補助金最大50万円（府1/2 市町村1/2）
地域団体が移住者受入のために行う空家実態調査、計画づくりや広報等に要する経費を支援
- 企業等による移住者用住宅の整備 補助金最大120万円(※)
企業や地域団体が整備する寮、賃貸住宅の新築、改修に要する経費を支援
※市町村補助があった場合の額。集合住宅などの場合、10戸分まで補助（最大1,200万円）
- 移住者の起業の支援 補助金最大300万円
「移住促進特別区域」内への移住者が当該地域で起業する場合の施設整備に要する経費を支援

*「登録空家」とは
移住促進条例に基づき京都府の空家バンクに登録された「移住促進特別区域」内の物件のことです。

【注意】
 ・補助金は、一部のメニューを除き、市町村を通じた支援となります。
 ・市町村によって、活用できる制度、補助額、条件等が異なります。
 ・補助金額は、市町村と京都府の補助額を合わせた額であり、予算の範囲内での交付となります。

◆移住者受入・活躍応援計画を策定した場合の支援

- 交流の拠点整備や活動の支援 補助金最大ハード200万円（府1/2 市町村1/2）
ソフト 500万円（府1/2 市町村1/2）
市町村が、移住者や関係人口等が交流し活躍するための拠点等を、認定計画に基づいて区域内で整備し、移住促進を図るための事業を実施する場合のハード・ソフト事業を支援
- 不動産取得税の軽減 1/2軽減
認定計画に沿った事業を実施する事業者が、当該事業に活用するために登録空家を購入する場合、不動産取得税を軽減

◆その他の支援（国）

- 京都府移住支援金（地方創生移住支援事業） 補助金最大100万円
5年以上東京23区に在住または近隣の地域に在住し23区内に通勤している方が京都府の対象地域へUIJターン（移住&就業）される場合等に、移住支援金を支給



◆相談窓口（京都移住コンシェルジュ）

京都・大阪・東京に相談窓口を設け、市町村と連携して、移住希望者と地域の橋渡しをしています。地域のイベント、地域が求める人材の情報等、お待ちしております！

■ 京都窓口

日時 月曜～金曜 9時～17時
※祝日除く

場所 京都府移住センター
〒602-8054
京都市上京区出水通油小路東入ル
丁子風呂町104-2
京都府庁西別館2階
（京都府農業会議内）

お問合せ ☎ 075-441-6624
✉ f-center@kyoto-iju.jp

■ 大阪窓口

日時 土曜 10時～18時
※祝日除く

場所 大阪ふるさと暮らし情報センター
営業日 火曜～土曜 ※祝日除く
〒540-0029
大阪市中央区本町橋2-31
シティプラザ大阪1階

お問合せ ☎ 06-4790-3000(代表)
✉ kyoto@osaka-furusato.com

■ 東京窓口

日時 火曜～土曜 10時～18時
※祝日除く

場所 ふるさと回帰支援センター
営業日 火曜～日曜 ※祝日除く
〒100-0006
東京都千代田区有楽町2-10-1
東京交通会館8階

お問合せ ☎ 080-8504-9734(京都府窓口直通)
03-6273-4401(代表)
✉ kyoto@furusatokaiki.net

オンライン相談も実施
しています！
詳しくは京都窓口まで。



支援制度に関するお問い合わせ先

- ◆施策全般について 京都府 総合政策環境部 地域政策室 TEL：075-414-5742 FAX：075-414-4389
- ◆農山漁村地域について 京都府 農林水産部 農村振興課 TEL：075-414-4906 FAX：075-414-5039

各地域に関するお問い合わせ

京都市、向日市、長岡京市、大山崎町	京都府 総合政策環境部 地域政策室	TEL：075-414-5742 FAX：075-414-4389
宮津市、京丹後市、伊根町、与謝野町	京都府 丹後広域振興局 企画・連携推進課	TEL：0772-62-4300 FAX：0772-62-5894
福知山市、舞鶴市、綾部市	京都府 中丹広域振興局 企画・連携推進課	TEL：0773-62-2031 FAX：0773-63-8495
亀岡市、南丹市、京丹波町	京都府 南丹広域振興局 企画・連携推進課	TEL：0771-24-8430 FAX：0771-24-4683
宇治市、城陽市、八幡市、京田辺市、木津川市、久御山町、井手町、宇治田原町、笠置町、和束町、精華町、南山城村	京都府 山城広域振興局 企画・連携推進課	TEL：0774-21-2049 FAX：0774-22-8865

※ 移住促進特別区域の指定をお考えの場合は、お住まいの市町村移住・定住促進担当課にお問い合わせください。